

葛飾区社会的養育推進計画の策定について

児童相談課

1 経緯等

国は、平成 28 年改正児童福祉法の理念に基づき「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じ、子どもの最善の利益を実現するため、都道府県に「都道府県社会的養育推進計画」の策定を求めた。

「都道府県社会的養育推進計画」は、令和 11 年度を終期とし、「令和 2 年度から令和 6 年度まで」と「令和 7 年度から令和 11 年度まで」の期間に区分して策定されているものである。

区は、東京都社会的養育推進計画に準じて取組を推進してきたが、令和 6 年度に前期の期末を迎えるに当たり、児童相談所を設置する区として葛飾区社会的養育推進計画策定の検討を進め、令和 7 年 3 月に策定したもの

2 計画記載事項

- (1) 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）
- (3) 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組
- (4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
- (5) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- (6) 一時保護改革に向けた取組
- (7) 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組
- (8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
- (9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- (10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (11) 児童相談所の強化等に向けた取組
- (12) 障害児入所施設における支援

詳細は区公式ホームページ掲載の資料のとおり

【URL】<https://www.city.katsushika.lg.jp/information/1000084/1006015/1035654.html>



3 策定スケジュール

令和6年4月～11月	素案の検討・作成
令和6年7月	権利擁護部会進捗状況報告
令和6年11月	権利擁護部会・児童福祉施設部会進捗状況報告
	保健福祉委員会報告（素案）
令和6年12月	区民の意見を聴く会の開催
令和6年12月～令和7年1月	パブリックコメントの実施
令和7年2月	権利擁護部会報告（案）
令和7年3月	保健福祉委員会報告（案）
	葛飾区社会的養育推進計画の策定

4 その他

後期計画については、策定要領において、「計画の進捗について、毎年度、評価のための指標等により自己点検・評価を実施し、その結果を児童福祉審議会等の合議制の会議へ報告すること」及び「自己点検・評価によって明らかになった課題等については、速やかに取組の見直し等を行い、適切にPDCAサイクルを運用する」こととされているため、次年度以降、児童福祉審議会及び保健福祉委員会に進捗を報告する予定である。